

大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金

コロナ禍における原油価格高騰により、経営に大きな影響を受けている運輸事業者の事業継続を支援し、社会インフラとして旅客及び貨物の安定かつ安全な運行を確保するため、支援金を交付します。

1 対象事業者

次の要件を全て満たす者

- (1) 市内に本社又は営業所があり、継続して事業を営む、道路運送法又は貨物自動車運送事業法の許可、認可又は届出等を有する中小企業者及び個人事業主。
 - ・一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)
 - ・一般乗用旅客自動車運送事業者(タクシー事業者)
 - ・貨物自動車運送事業者(一般貨物自動車運送事業者・特定貨物自動車運送事業者・貨物軽自動車運送事業者 ※霊柩事業者を含む)
- (2) 岩手県が実施する「貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金」、「タクシー事業者運行支援緊急対策交付金」又は「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」(以下、「県補助金」という。)で、県からの交付決定を受けた者。
- (3) 支援金の受領後も事業を継続する者。

2 支援金

使用の本拠の位置が市内の住所であり、県補助金の交付決定を受けた車両に対し、下記の支援金を交付します。(※被牽引車を除く)

対象車両の基準日等については、各県補助金の要件を準用します。

- 貸切バス／1台につき4万円
- タクシー／1台につき1万円
- トラック等／1台につき4万円
- 軽貨物車・霊柩車／1台につき2万円

3 申請方法

下記の申請書類を、令和5年3月31日までに商工港湾部企業立地港湾課へ提出して下さい。

- (1)大船渡市原油価格高騰対策運輸事業者支援金交付申請書兼請求書
- (2)県補助金の受給を証する書類
- (3)支援金交付申請額計算書

4 申請先・お問い合わせ

大船渡市役所 商工港湾部企業立地港湾課 0192-27-3111(内線 117・120)